

令和4年第4回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和4年4月25日)

奥州市農業委員会

# 令和4年第4回奥州市農業委員会総会議事録

令和4年4月25日(月) 午前9時30分

奥州市役所 講堂

## 第1 会期の決定

## 第2 議事録署名委員の指名

## 第3 諸般の報告

## 第4 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 贈与税の納税猶予等に関し引き続き農業経営を行っている等の証明願の審査について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第7号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

出席委員（23名）、欠席委員（0名）

1 千葉 英宏	2 小野寺 和明	3 伊藤 周治
4 佐々木 生子	5 佐藤 豊	6 松戸 正雄
7 菊地 隆文	8 星 洋子	9 千田 傳
10 三浦 正幸	11 佐藤 守	12 岩渕 壽子
(欠番)	14 渡部 昭吉	15 小澤 靖
16 鈴木 喜一	17 紺野 弘行	18 家子 洋子
19 浅野 輝夫	20 佐々木 斉	21 植松 郁男
22 小野 鮮悦	23 鈴木 哲也	24 阿部 恒久

農地利用最適化推進委員

- 1 高橋 馨
- 28 岩渕 修

事務局職員

事務局長		菊池 紀人
事務局長補佐		佐々木 治彦
農地係	係長	佐藤 茂樹
	上席主任	高橋 利之
	主事	安倍 利紗
	主事	小原 朋世
農業振興係	係長	菅野 伸
	上席主任	佐藤 知佳子

議長 ただいまより、令和4年第4回奥州市農業委員会総会を開会いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。  
なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、高橋馨推進委員、  
岩淵修推進委員に出席を求めています。  
委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立のうえ発言するよう  
お願いいたします。  
本日の会議は、総会日程に従って進めてまいります。

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき当職より  
指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、18番、家子洋子委員、19番、浅野輝夫委員の2  
人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。  
事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは、主要会務を報告し諸般の報告といたします。令和4年3月18日から  
4月15日までの主な内容をご報告申し上げます。3月18日に市長退任式、3月22  
日に市長就任式がありました。3月25日、第3回農業委員会総会を開催してあり  
ます。通常の農地案件、別段面積の設定、令和4年度奥州市農業委員会事業計画  
等について審議いたしました。同日、令和4年第1回農政専門委員会を開催し、  
令和4年度農政専門委員会活動計画について協議しております。3月28日から29  
日まで、令和4年第1回奥州市議会臨時会が開会され、予算等の議案審議が行わ  
れました。年度末、年度初めにつきましては、異動にかかる行事が開催されてお  
ります。4月14日、令和4年度第1回農地利用最適化推進会議を開催し、活動記  
録簿の整備及び活動記録の徹底について協議しております。以上でございます。

議長 以上、諸般の報告が終わりましたので質問に入ります。

質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。  
事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

農地係長 今月の報告件数は31件です。いずれも相続による所有権の移転で、委員会へのあっせん希望はありません。市外の方への相続となるのが、番号6、番号17、番号19、番号20の4件です。以上、ご報告します。

議長 報告第1号について、説明が終わりましたので質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 1番、千葉英宏委員。

1番委員 1番の千葉と申します。今回の議案の内容ということではなく相続一般についてです。今、法務省の定めが変わりまして、決められた期限以内に相続をしないと過料、いわゆる罰金が科される制度に改められております。国では、相続揉め、あるいは塩漬けになってるような物件をなくすということで、そうなってきました。相続についてはいろいろ、その方々、その家の事情があるかとは思いますが、今の制度の改めを農業委員会として啓発、あるいは普及についての考え方をお聞きしたいと思います。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 はい、ただいまのご質問についてお答えします。確かに相続に関しましては、法務省のほうで、きちんと相続してほしいということで、過料まで科すという中身でございます。農業委員会としましては、例えば、年金の関係で死亡届とかの手続きに来られる場合、農地が紐づけになってるパターンがありますので、そういった方に対しましては、早急に相続の手続きをしてくださいというアナウンスはしております。あわせまして今後ですけども、折を見て、例えば広報であったり、ケースによっては農業委員会だより等に、こういったことがあるので早急に相続するよにと、紙面の都合が許せばだと思っておりますが、それを広報編集委員会で議論いただく格好になろうかと思っておりますけども、そういうふうな取り扱

いをして、いくらでも周知を徹底していければなと思っております。以上です。

(「議長」の声あり)

議長 1番、千葉英宏委員。

1番委員 はい。なかなか末端の農家までですね、この制度は浸透してないので、今お話になられたように、広報等での普及をしていただきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

議長 ほかにありませんか。

(「議長」の声あり)

議長 16番、鈴木喜一委員。

16番委員 16番、鈴木です。先程、県外への相続ということで、それはそれで相続なったのはいいことなんですが、誰がこの農地を守っていくのか。わかる限りで結構ですので、お願いします。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

農地係長 ただいまのご質問ですけれども、今回の案件につきまして確認しております4件ございますが、その中で比較的近い方については、頻繁に帰省もしているということで自分で管理を行う予定です。ほかに地元の方々に管理をお願いしている方がいらっしゃいます。今後、来れなくなってくるといふことであれば、将来的に貸し付け等もあるかと思えますけれども、現在のところは、自分たちもしくは地元の方々に、草刈等をお願いするということ聞いております。以上でございます。

(「議長」の声あり)

議長 16番、鈴木喜一委員。

16番委員 わかりました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

農地係長 今月の報告件数は16件です。労力不足による解約7件のほか、農地中間管理事

業に係る解約2件等が含まれています。他の議案に関連するものについて番号を読み上げます。議案第3号に関連するものとして、番号2が番号3に、以下、6が96に、7が26に、9が104に、11が69に、13が60に、15が106に関連があります。以上、ご報告します。

議長 報告第2号について、報告説明が終わりましたので質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

農地係長 今月の案件は所有権の移転が9件、賃借権の設定が2件、使用貸借権の設定が1件の計12件です。番号1は総額10万円です。番号2は空き家バンク関連の売買で総額5万円です。譲渡人は別に居住しており、今後使用する見込みがないことから、空き家バンクに登録を行っております。付属した農地のうち、当該空き家に隣接した農地について申請がされています。譲受人は、当該空き家に今後移住して農地を管理、耕作を行う予定で、作付け予定作物はキュウリ、ホウレンソウ等の自家用野菜です。令和4年4月19日に小澤靖委員と事務局職員2名の計3名で現地確認を行いました。管理はされていましたが、空き家の前の所有者等において耕作する人がいないことから、遊休農地化する恐れがあると判断しております。番号4は総額10万856円です。番号5は総額2万5,000円です。番号9は年額11万7,000円です。番号10は空き家バンク関連の売買で総額6万8,000円です。譲渡人は別に居住しており、今後使用する見込みがないことから、空き家バンクに登録を行っております。付属した農地のうち、当該空き家に隣接した農地について申請がされています。譲受人は、当該空き家に今後移住して農地を管理、耕作を行い、作付け予定作物は白菜、ピーマン等の自家用野菜です。令和4年4月18日に松戸正雄委員と事務局職員2名の計3名で現地確認を行いました。管理はされていましたが、空き家の前の所有者等において耕作する人がいないことから、遊休農地化する恐れがあると判断しております。番号11は総額2万7,750円です。番号12は年額2万円です。番号13は総額2万円です。以上、12件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件につ

いて問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第1号について提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、番号2、番号10が空き家バンク関連案件となりますので、現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号2について、15番、小澤靖委員お願いします。

15番委員 15番、小澤です。番号2について現地確認の報告をいたします。空き家バンクに登録された空き家に付属する農地で、4月19日、事務局の佐藤係長と小原主事、私の3名で現地確認を行いました。番号2は空き家及び付属農地が、今現在は管理がきちんとされている状況でしたが、空き家に付属し耕作する人がいないことから、遊休農地化が進むと判断いたしました。以上、報告いたします。

議長 次に、番号10について、6番、松戸正雄委員お願いします。

6番委員 はい。6番、松戸です。番号10の現地確認の報告をいたします。空き家バンクに登録された空き家に付属する農地で、4月18日、事務局の佐藤係長と小原主事、私の3名で現地確認を行いました。畑の草刈管理等はされていましたが、空き家に付属し耕作する人がいないことから、遊休農地化が進むと判断しました。以上、報告いたします。

議長 議案第1号について、現地確認報告が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第2号、贈与税の納税猶予等に関し引き続き農業経営を行っている等の証明願の審査についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。



農地係長 今月の案件は1件です。納税猶予等の適用を受けている期間中は、贈与税等の申告期限から3年目ごとに、税務署及び県に猶予を継続して受けた旨の届出をする必要があります。その届出書に添付する証明書について農業委員会で証明を行うものです。納税猶予等の適用を受けている農地について、令和4年2月25日までの間、引き続き農業経営を行っていることが証明の要件となります。要件を満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第2号について、提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。  
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。  
本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は証明願のとおり決定されました。

議長 議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 安倍主事。

主事 今月の案件は利用権の設定が87件、所有権の移転が19件の計106件です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、新規申請分については、借り人又は譲受人が認定農業者等であること、あるいは今回の申請分を含めて経営面積が1.33ha以上であることをあわせて確認しております。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第3号について提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号19番、浅野輝夫委員が番号24に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号24を除き質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。  
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。  
本案については、番号 24 を除き、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は、番号 24 を除き原案のとおり決定されました。

次に、番号 24 に係る農用地利用集積計画の決定についてを審議いたします。  
当案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、19 番委員の退席をお願いします。

(午前 9 時 56 分 退席)

議長 番号 24 の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案の番号 24 については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号の番号 24 については、原案のとおり決定されました。

19 番委員の退席を解除します。

(午前 9 時 57 分 着席)

議長 ここで、議長を交代いたします。

(議長、阿部会長から鈴木会長職務代理者へ交代)

議長 議案第 4 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 安倍主事。

主事 今月の案件は 14 件です。いずれも、農地中間管理機構が貸付人から賃貸借又は使用貸借の権利の設定を受けると同時に、借受人へ同じ貸借の設定を行うもので

す。転貸に関しては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 4 号の規定による利害関係者等からの同意を得ております。以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、借受人が認定農業者等であること、あるいは今回の申請分を含めて経営面積が 1.33ha 以上であることとをあわせて確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第 4 号について提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。

本議案につきましては、議席番号 24 番、阿部恒久委員が番号 10 から番号 12 に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、番号 10 から番号 12 を除き質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、番号 10 から番号 12 を除き、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は、番号 10 から番号 12 を除き、原案のとおり決定されました。

次に、番号 10 から番号 12 に係る農用地利用集積計画の決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、24 番委員の退席をお願いします。

(午前 10 時 01 分 退席)

議長 番号 10 から番号 12 の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案の番号 10 から番号 12 については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号の番号 10 から番号 12 は、原案のと

おり決定されました。

24 番委員の退席を解除します。

(午前 10 時 02 分 着席)

議 長 ここで、議長を交代いたします。  
(議長、鈴木会長職務代理者から阿部会長へ交代)

議 長 議案第 5 号、農用地利用配分計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 安倍主事。

主 事 意見を求められている件数は 1 件です。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 議案第 5 号について提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願ひします。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、計画案にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は、計画案に異議なしと決定されました。

議 長 議案第 6 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 高橋上席主任。

上席主任 今月の案件は 4 件です。番号 1 は売買により建売住宅、番号 2 は贈与により自己住宅、番号 3 は一時転用案件で、賃貸借により現場事務所等、番号 4 も一時転用案件で、非農地を含む総事業実測面積は 620.66㎡で、使用貸借により現場事務所及び作業員駐車場等をそれぞれ整備するものです。いずれも補足説明資料に記

載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。以上、提案説明を終了いたします。ご審議よろしく願いいたします。

議長　　ここで、現地確認報告を求めます。

番号1について、高橋馨推進委員お願いします。

推進委員　農地利用最適化推進委員1番の高橋と申します。番号1番についての現地確認の報告をいたします。4月11日、小野寺和明委員、事務局の高橋上席主任、安倍主事と私の4名で、番号1番の案件について現地確認を行いました。転用により周辺農地や水路に及ぼす影響はなく、適切に管理されており事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断いたしました。なお、現地の状況は、草刈等の自己保全管理が行われ、適切に管理されておりました。以上、報告いたします。

議長　　ただいまの報告について、2番、小野寺和明委員より補足説明はありませんか。

2番委員　　ございません。

議長　　次に、番号2及び番号3について、6番、松戸正雄委員お願いします。

6番委員　　はい。6番、松戸です。番号2と3について報告いたします。4月8日、事務局の高橋上席主任、安倍主事、最適化推進委員の及川さんと私の4名で、番号2から3までの案件について現地確認を行いました。転用により周辺の農地や水路に及ぼす影響はなく、適切に管理されており事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断いたしました。番号2の地目は畑ですが、何も作付されていませんでした。草刈等の管理はされておりました。番号3の地目は畑ですが、これも何も作付けされていませんでした。草刈等の管理はされておりました。以上、報告いたします。ご審議よろしく願いいたします。

議長　　次に、番号4について、岩淵修推進委員お願いします。

推進委員　　推進委員28番、岩淵でございます。現地確認の報告をいたします。4月8日、佐々木生子委員、事務局の高橋上席主任、安倍主事と私の4名で、番号4番の案件について現地確認を行いました。転用により周辺農地や水路に及ぼす影響はなく、適切に管理されており事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断いたしました。以上、報告いたします。

議長　　ただいまの報告について、4番、佐々木生子委員より補足説明はありませんか。

4番委員　　ありません。

議長　　議案第6号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。  
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。  
本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第7号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋上席主任。

上席主任 今月の案件は3件です。番号1は居宅への進入路、番号2は倉庫、番号3は精米所として利用しているもので、いずれも農地以外の現況地目となっています。以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ここで、現地確認報告を求めます。

番号1及び番号2について、高橋馨推進委員お願いします。

推進委員 はい。番号1番、番号2番について現地確認の報告をいたします。4月11日、小野寺和明委員、事務局の高橋上席主任、安倍主事と私の4名で、番号1番と2番の案件について現地確認を行いました。農地への復旧が困難かつその状況となつてから20年以上経過していることから、適用外もやむを得ないものと判断いたしました。なお、現地の状況ですが、番号1番は居宅への進入路としてアスファルト舗装が施されておりました。番号2番は、木造の果樹倉庫となっておりました。以上、報告いたします。

議長 ただいまの報告について、2番、小野寺和明委員より補足説明はありますか。

2番委員 ありません。

議長 次に、番号3について、6番、松戸正雄委員お願いします。

6番委員 はい。6番、松戸です。議案第7号の第3番、現地確認の報告をいたします。4月8日、事務局の高橋上席主任、安倍主事、最適化推進委員の及川さんと私の4名で、番号3の案件について現地確認を行いました。農地への復旧は困難かつその状態となつてから20年以上経過していることから、適用外もやむを得ないもの

と判断しました。なお、現地は平成9年頃に精米場を整備して以来、宅地として利用しているものでした。以上、報告いたします。

議長 議案第7号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。  
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。  
本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号は証明願のとおり決定されました。

議長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議長 ご苦勞様でした。

閉 会 午前10時14分